

議案第七十三号

港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

港区立勤労福祉会館条例（昭和五十年港区条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び付帯設備」を削り、同条に次の一項を加える。

2 区規則で定める付帯設備の使用料は、当該付帯設備ごとに一回の使用につき千六百円の範囲内において区規則で定める。

第十六条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表集会室の部第一洋室の項中「三、六〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同部第二洋室の項中「八〇〇円」を「九〇〇円」に改め、同表サークル室の部中「二、八〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、

同表体育館の部貸切りの場合の項中「五、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同部個人利用の場合の項中「二四〇円」を「二九〇円」に改め、同表卓球室（個人利用のみ）の部中「一二〇円」を「一四〇円」に改め、同表付帯設備の部を削り、同表備考を次のように改める。

備考 午前とは午前九時から正午までを、午後とは午後一時から午後五時までを、夜間とは午後五時三十分から午後九時三十分までをいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は公布の日から、第六条並びに別表体育館の部貸切りの場合の項及び同部個人利用の場合の項の改正規定、同表付帯設備の部を削る改正規定並びに同表備考の改正規定は平成二十八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区立勤労福祉会館条例（以下「改正後の条例」という。）第六條及び別表（体育館の部を除く。）の規定は、平成二十九年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表体育館の部の規定は、平成二十九年六月一日以後の使用分について適用

し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第六条第二項の規定にかかわらず、平成二十九年四月一日から同年五月三十一日までの間における体育館の使用に係る付帯設備の使用料は、次の表のとおりとする。

付帯設備	使用料
ピアノ	一式一回 五〇〇円
拡声装置	同 三〇〇円
バスケットボール	同 三〇〇円
バレーボール	同 三〇〇円
バトミントン	同 五〇円
卓球台	同 五〇円

備考 一回とは改正後の条例別表に規定する午前・午後・夜間のそれぞれをいい、全日の使用は三回とみなす。

(説明)

勤労福祉会館の使用料を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。